

徳川家康公顕彰四百年記念事業のシンボルマーク使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）が実施する徳川家康公顕彰四百年記念事業（以下「家康公四百年祭」という。）の推進に寄与し、その気運を高めると認められる事業における家康公四百年祭のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用対象事業)

第2条 シンボルマークの使用の対象となる事業は、家康公四百年祭の推進に寄与し、その気運を高めると推進委員会が認める事業で、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 宗教的又は政治的な要素を有していると認めるもの
- (3) 家康公四百年祭の品位を害するおそれがあると認めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進委員会が不適當であると認めるもの

(使用の承認の申請)

第3条 シンボルマークの使用承認を受けようとする者は、当該事業の開始日の1月前までに、家康公四百年祭シンボルマーク使用承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）を推進委員会 企画委員会委員長（以下「企画委員長」という。）に提出しなければならない。

(使用の承認)

第4条 企画委員長は、承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、シンボルマークの使用の承認を決定し、家康公四百年祭シンボルマークの使用承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 企画委員長は、前項の規定によるシンボルマークの使用の承認に際して、必要な条件を付することができる。

(使用の方法)

第5条 シンボルマークの使用に係わる方法、制限その他必要な事項は、企画委員長が別に定めるものとし、シンボルマークの使用の承認を受けた者は、これを遵守しなければならない。

(事業完了の報告)

第6条 シンボルマークの使用の承認を受けた者は、当該承認を受けた事業が完了したときは、速やかに家康公四百年祭シンボルマーク使用事業完了報告書（様式第3号）を企画委員長に提出しなければならない。

(是正の措置)

第7条 企画委員長は、シンボルマークの使用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当す

ると認めるときは、直ちにその是正の措置を求め、又は当該承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき
- (2) 承認の条件に違反したとき
- (3) 第2条各号のいずれかに該当したとき

(2市企画委員の専決)

第8条 岡崎市、岡崎商工会議所、浜松市又は浜松商工会議所から選出された企画委員（以下「2市企画委員」という。）は、第3条、第4条及び前2条に規定する企画委員長の権限を専決することができる。この場合において、2市企画委員は、第4条の規定により承認した事業の内容又は前条の規定による是正の措置の内容を速やかに企画委員長に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

家康公四百年祭シンボルマーク使用承認申請書

平成 年 月 日

徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会
企画委員会 委員長 宛て

申請者 住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その主たる} \\ \text{事務所の所在地} \end{array} \right]$
氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その名称及び} \\ \text{代表者の氏名} \end{array} \right]$ ㊞

次の事業について、家康公四百年祭シンボルマークの使用の承認を受けたいので申請します。

- 1 事業名称
- 2 使用目的 ①ポスター・ちらし ②記念品 ③商品
④その他（ ）
- 3 使用期間
- 4 使用内容（形態等）
- 5 事業概要
- 6 連絡先
- 7 添付書類
 - (1) 申請者の概要
 - (2) 実施事業の企画書（予算書を含む。）
 - (3) 商品の場合は、写真又はデザイン画

平成 年 月 日

家康公四百年祭シンボルマーク使用承認書

様

徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会
企画委員会 委員長 印

年 月 日付けで申請のあった家康公四百年祭シンボルマークの使用について、次の条件を付して承認します。

1 使用条件

- (1) シンボルマークの使用に当たっては、要綱を遵守し承認した目的以外に使用しないこと。
- (2) シンボルマーク使用に係る経費は、使用者が負担すること。
- (3) 使用者がシンボルマークを自己の商標や意匠とするなど独占的使用をしないこと。
- (4) 申請内容を変更する場合は、事前に連絡すること。
- (5) 申請内容が無断で変更した場合は、承認を取り消すことがあること。
- (6) シンボルマークのデザインマニュアル（色指定・使用規定）を遵守すること。

家康公四百年祭シンボルマーク使用事業完了報告書

平成 年 月 日

徳川家康公顕彰四百年記念事業推進委員会
企画委員会 委員長 宛て

申請者 住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その主たる} \\ \text{事務所の所在地} \end{array} \right]$
氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名称及び} \\ \text{代表者の氏名} \end{array} \right]$ ㊞

年 月 日付けで承認を受けた家康公四百年祭シンボルマークを使用した事業が完了したので報告します。

- 1 事業名称
- 2 使用目的 ①ポスター・ちらし ②記念品 ③商品
④その他（ ）
- 3 使用期間
- 4 使用内容（形態等）
- 5 その他参考となる資料